議　　長　追加日程第１「発議第１号特別市の法制化反対を求める意見書の提出について」を議題といたします。提案者の説明を求めます。

６　番　古　谷　発議第１号令和８年６月５日、松田町議会議長、南雲まさ子殿

提出者　松田町議会議員　古谷星工人

賛成者　松田町議会議員　北村和士

松田町議会議員　武尾哲治

松田町議会議員　吉田功

松田町議会議員　中津川定雄

松田町議会議員　秋田谷光彦

松田町議会議員　平野由里子

松田町議会議員　田代実

松田町議会議員　井上栄一

松田町議会議員　飯田一

松田町議会議員　寺嶋正

特別市の法制化反対を求める意見書の提出について。

上記の議案を、松田町議会会議規則第13条の規定により提出します。１枚おめくりください。

発議第１号、特別市の法制化反対を求める意見書を別紙のように提出する。

令和８年６月５日提出。

提案理由、「特別市制度」の創設を求める動きが加速している。そのような中、県内全ての自治体が、連携と協力をもとに、地域課題を解決し、住民サービスの向上を図るために機能している現在の仕組みは、神奈川県の強みである。「特別市制度」の導入は、この広域行政の基盤を揺るがし、看過できない弊害をもたらす懸念があるため、提案するものであります。

次を開いてください。別紙になります。

別紙、特別市の法制化反対を求める意見書。

現在、我が国は急速に人口減少が進み、これに起因する様々な課題が山積している。特に町村をはじめとした小規模自治体は、人材などの資源不足は深刻

であり、将来にわたって持続可能な行政運営を継続できるかどうか、まさに危機的な状況に置かれている。こうした状況を乗り越えるためには、市町村と県が垣根を越えて連携し、行政課題の解決に向けて取り組む必要がある。

そうした中、現在、国の第34次地方制度調査会では、いわゆる特別市制度について議論されている。この特別市制度は、指定都市が都道府県の区域外となって新たな地方自治体となるもので、仮に、全国の指定都市が特別市になれば、これまで長い歴史の中で積み上げてきた道府県としての一体性が失われ、全国各地で地域が分断されることになる。

また、指定都市区域内の道府県の権限や税財源の全てが特別市に移譲されるため、道府県の広域調整機能や財政面に影響が生じる。そうなれば、インフラ整備や補助金など、都道府県からの補完・支援は減少し、町村部に対して非常に大きな影響を及ぼすことは明らかである。

我が国の高度成長期には全国各地で、大都市の成長を支えるため、周辺の市町村は労働力や良質な水など、様々な資源を供給し、大都市の発展に寄与してきた。これは神奈川県内も同じである。

こうした歴史を無視し、特別市制度を導入して権限や財源を独占することとなれば、特別市には人口や資源が集中する一方、それ以外の地域でさらなる人口減少や経済活動の衰退が進むため、地域間の格差が拡大することは明らかである。特別市制度は、いわゆる東京一極集中で顕在化している問題を全国に拡散させることにすぎない。

将来にわたり持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供するため、大都市制度の見直しを含め、我が国の統治機構を議論すること自体を否定するものではない。しかし、特別市制度は、国との間に広域自治体を置かない一層制の自治体となって地域を分断し、同じ地方同士の税源を奪って権限と財源を独占するなど、極めて大きな課題や懸念があると言わざるを得ない。

したがって、松田町議会としては、特別市制度に強く反対するものであり、神奈川県に対し、特別市を法制化しないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年６月５日、神奈川県知事　黒岩祐治殿。

松田町議会。

議　　長　それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり ）

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり ）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「討論省略」の声あり ）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して、採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり ）

異議なしと認めます。

討論を省略し採決を行います。

発議第１号特別市の法制化反対を求める意見書の提出について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。